

財団法人 岩手県建築住宅センター  
確認検査業務手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、「財団法人岩手県建築住宅センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)第25条第2項の規定に基づき、財団法人岩手県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認審査手数料)

第2条 業務規程第5条第1号及び第2号に規定する建築物に係る業務規程第7条第3項の規定による契約を締結した場合の業務規程第25条第2項に規定する確認審査手数料の額は、確認審査1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	8,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	12,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	18,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	26,000円
500平方メートルを超えるもの	48,000円

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合 当該移転、修繕、模様替えに係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(昇降機及び工作物に関する確認審査手数料)

第3条 業務規程第5条第3号に規定する昇降機に係る業務規程第7条第3項の規定による契約を締結した場合の業務規程第25条第2項に規定する確認審査手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 昇降機を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)1基につき 9,000円
- (2) 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 1基につき、5,000円

2 業務規程第5条第4号に規定する工作物に係る業務規程第7条第3項の規定による契約を締結した場合の業務規程第25条第2項に規定する確認審査手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 8,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 4,000円

(建築物に関する完了検査申込手数料)

第4条 業務規程第5条第1号及び第2号に規定する建築物に係る業務規程第18条第3項の規定による契約を締結した場合の業務規程第25条第2項に規定する完了検査申込手数料の額は、完了検査申込1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	15,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	33,000円
500平方メートルを超えるもの	51,000円

2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算出し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算出する。

(昇降機及び工作物に関する完了検査申込手数料)

第5条 業務規程第5条第3号に規定する昇降機に係る業務規程第7条第3項の規定による契約を締結した場合の業務規程第25条第2項に規定する完了検査申込

手数料の額は1基につき、13,000円とする。

- 2 業務規程第5条第4号に規定する工作物に係る業務規程第7条第3項の規定による契約を締結した場合の業務規程第25条第2項に規定する完了検査申込手数料の額は、9,000円とする。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。